

小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は瓦屋根の耐風性能強化と安全性の確保・向上、市民の生命・財産の保護を図るため、小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 瓦屋根 粘土瓦およびセメント瓦をいう。
- (2) 建築物 市内に存する瓦屋根の建築物をいう。
- (3) 瓦屋根診断技師等 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士または瓦屋根工事技士をいう。
- (4) 耐風診断 瓦屋根診断技士等が令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う瓦屋根の診断をいう。

(補助対象となる建築物)

第3条 補助対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 小浜市瓦屋根耐風診断支援事業実施要綱に基づく耐風診断または同等の耐風診断を行い、その結果、告示基準に適合しないと判断した建築物
- (2) 市内のD I D地区（国勢調査における人口集中地区）にある建築物
- (3) 令和3年12月31日までに建築された建築物
- (4) 過去にこの要綱に基づく耐風改修補助を受けていない建築物

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 耐風改修を行う建築物の所有者（ただし、所有者が複数あるときは、耐風改修を行うことに対する申請者以外の所有者の同意を得ている者。また、所有者と居住者または使用者が異なるときは、耐風改修を行うことに対する居住者または使用者の同意を得ている者）
- (2) 過去にこの要綱に基づく耐風改修補助を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の対象外とする。

- (1) 小浜市税の滞納がある者
- (2) 市長が不相当と認める者

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、補助対象建築物の瓦屋根の改修工事で、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 改修によって、屋根全面が告示基準に適合するものであること。

(2) 改修によって、屋根全面が告示基準と同等の耐風性能を有するものであること。

2 対象工事は、瓦屋根診断技士等または施工業者が、当該改修工事により告示基準に該当することまたはそれと同等以上の耐風性能を有することを証明することができるものでなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象工事額（消費税額および地方消費税額を除く。）に100分の23を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、55万2千円を上限とする。

2 前項の対象工事額は、次の各号のいずれか少ない額とする。

(1) 対象工事に要した額（消費税額および地方消費税額を除く。）

(2) 対象工事にかかる屋根面積（平方メートル）に2万4千円を乗じて得た額

(3) 240万円

(補助金交付の審査)

第7条 この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項交付申請書を受理したときは、その内容を審査および必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知がある前に対象工事に着手してはならない。通知前に着手した場合は補助金を交付しないものとする。

(変更および辞退)

第8条 前条第2号の通知を受けた申請者が、申請の内容を変更する場合は、小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金計画変更申請書（様式第3号）に変更に係る関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査および必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金計画変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第7条第2項および前項の通知を受けた申請者が、申請を辞退する場合は、速やかに小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(工事の完了期限)

第9条 申請者は、市長が別に定める日までに対象工事を完了しなければならない。

(完了実績報告および補助金の額の確定)

第10条 申請者は、対象工事が完了したときは、速やかに小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金完了実績報告書(様式第6号)に別表第2に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査および必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金額の確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求および支払い)

第11条 申請者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに当該申請者に対して支払いを行うこととする。

(調査等)

第12条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認められるときは、工事に関して調査等を行うことができる。

(交付決定等の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号に該当すると認められるときは、第7条第2項の交付決定、第8条第2項の計画変更承認、第10条第2項の額の確定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他の不正行為により補助金の交付決定、計画変更承認または額の確定を受けたとき。

(2) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第15条 申請者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報利用目的)

第16条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国へ提供することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に添付する書類
(1) 建築物の位置図 (2) 瓦屋根の現況写真(全景および改修箇所が分かる写真) (3) 耐風診断の結果報告書の写し (4) 対象工事の見積書(内訳明細が分かるもの)の写し (5) 同意書(様式第1-2号) (6) 誓約書(様式第1-3号) (7) 市長が必要と認める書類

別表第2 (第10条関係)

小浜市瓦屋根耐風改修支援事業補助金完了実績報告書(様式第6号)に添付する書類
(1) 工事請負契約書または請書の写し (2) 工事完了後の写真(全景および改修箇所が分かる写真) (3) 領収書の写し(支払いの完了が分かるもの) (4) 改修工事後の瓦屋根について、瓦屋根診断技士等または施工業者が告示基準に適合または同等の耐風性能を有することを証明する書類 (5) 市長が必要と認める書類